



あなたに寄り添う心のハーモニー

放送日：令和2年11月2日～

「女性に対する暴力をなくす運動」

毎年、11月12日から25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

この運動は「パープルリボン運動」とも言われ、シンボルカラーであるパープルを基調としたリボンやライトアップなどの取り組みにより、DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする暴力や虐待の防止に関心をもってもらい、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いが込められ、世界中で広がっています。

DVとは、配偶者や恋人など、親密な関係にある相手から振るわれる暴力のことです。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴行だけではなく、大声で怒鳴ったり、人格を否定するような暴言を吐くなどの精神的暴力や、生活費を渡さなかったり、外で働くことを嫌がる経済的暴力などがあります。また、子どもの前でのDVは、児童虐待にもあたります。

男女共同参画センターでは、この期間にあわせ、市民プラザで、パープルリボンツリーの設置や、パープルリボンの配布を行います。また、丹波ゆめタウンさんの協力により、施設の看板をパープルにライトアップします。

さらに、11/28（土）午後1時30分からは、講師に、生涯学習応援隊 so-so.39（ソーソーサンキュー）の北村久美子さんを迎え、「第3回男女共同参画基礎講座」を開催します。「DVの現状と子どもへの影響～あなたがもし相談を受けたら～」と題し、先着20名で、託児もあります。詳しくは、男女共同参画センター、電話【82-8684】までお問い合わせください。

丹波市では、4月に「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、配偶者や恋人からの暴力で悩んでいる方の相談に対応しています。専用ダイヤルは、【86-8730】です。

女性に対する暴力は、誰にでも起こり得る身近な問題です。「これくらいは暴力じゃない…」「自分さえ我慢したら…」と、一人で抱え込まず、信頼できる人や、専門機関に相談してください。相談を受けた方は、相手の話をじっくり聞き、「あなたは悪くない」というメッセージを送ってあげてください。また、自分たちだけで解決しようとするのではなく、専門機関を紹介してあげてください。

DVが続いたり、相手との関係がつかなくなったりした時には、ひとりで悩まず、どんなことでも、まず、電話で気軽に相談してください。

